

新規事業展開応援補助事業

補助金交付要領

令和8年8月
見附市地域経済課

1 事業の目的

新たな分野における商品やサービスの開発、新たな市場への進出、新たな販売・提供方法の導入を進める等、新規売上獲得につながる前向きな取り組みを実施する事業者に対して補助金を交付し、事業の継続・成長を後押しする。

2 補助対象者

市内に本社または主たる事業所等を有している事業者。

3 補助対象事業

以下のすべてに該当する事業。

- 新たな分野における商品やサービスの開発、新たな市場への進出、新たな販売・提供方法の導入を進める等、新規売上獲得につながる前向きな取り組みであること。
- 申請する事業と目的が同一の事業や機械装置等について、他の補助金と併用していない取り組みであること。

4 補助対象経費

新しい取り組みへのチャレンジに伴って発生する経費で、以下のいずれかに当てはまるもの。

①機械装置等費	機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
②開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発等にもとまう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
④広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等を活用するために支払われる経費
⑤外注費	①～④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を外注するために支払われる経費

※ 公租公課（消費税、地方消費税）は除く

※ 事前着手届を提出すれば交付決定前の事業着手を認める（9：補助金の交付決定へ）

5 補助金額

対象経費（消費税を除く）の 1/2（千円未満切捨て） 上限 50万円

※1事業者 1 回限り

6 採択審査

補助金の採択審査は、非公開で提出資料により行います。不備のないようご注意ください。

(1) 審査員3人

商工会工業部会長、商工会経営指導員、見附市地域経済課長

ただし、部会長が申請者となる場合は、副部会長が審査員になるものとする

(2) 審査項目

- ① 新規性：新規売上獲得のために行う新たな商品開発やサービスの提供等の新しいアイデアであるか。
- ② 目的性・有効性：事業継続につながる前向きで効果的な取組であるか。
- ③ 実現可能性：課題が明確に整理され、妥当な計画が組み立てられおり、実行にあたっての着眼点は良いか。
- ④ 市場性：成功した場合の販路などの見通し。

7 申請受付期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月31日(月)まで

8 申請方法

補助金の交付を希望する事業者は、次の申請書類を作成し、添付資料を添えて申請受付期間内に見附市地域経済課商工労働係まで提出することとする。

(1) 申請書類

新規事業展開応援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 添付資料

補助対象経費が確認できる資料(見積書の写し、図面、カタログ など)

9 補助金の交付決定

申請書類を審査した結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、補助金の額等を記載した補助金交付決定通知書を送付することとする。

【補助金交付決定前の事前着手について】

補助金の申請にあたり、申請受付開始時点で既に実施した事業、または交付決定前に行いたい事業に対して補助金を申請する場合は、事前着手届(様式第7号)を提出することとする。

なお、事前着手の対象は令和8年4月1日以降に実施した事業とする。また、事前着手届の提出は補助金の採択を約束するものではなく、審査結果によっては補助対象とならない場合があることに留意すること。

10 実績報告・補助金請求受付期間

事業を完了(補助対象経費の支払いまで含む)した後、令和9年2月 26 日(金)までに報告することとする。

11 実績報告及び補助金請求方法

次の申請書類を作成し、添付資料を添えて見附市地域経済課商工労働係まで提出することとする。

(1) 申請書類

新規事業展開応援補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)

(2) 添付資料

- ① 事業の内容が分かる資料(成果品の写真など)
- ② 補助対象経費にかかる領収書の写し
- ③ 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの)

12 補助金の確定

実績報告書類を精査した結果、適当であると認めたときは、補助金の額を確定した後、遅延なく指定された口座に支払うこととする。

13 事業展開状況報告

事業完了した年度の終了後3年間、補助事業の成果に係る毎年度の事業状況について、新規事業展開応援補助金状況報告書(様式第6号)により報告することとする。また、補助交付決定者に対し、事業効果の調査等を行うことができることとする。

14 補助金の返還

この要領の規定もしくはこの規定に基づく交付の決定の内容などに違反した場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消すこととする。なお、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

15 申請先

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1

見附市地域経済課商工労働係

電話:0258-62-1700(内線 231)